

週刊 企業経営

MAGAZINE

**WEBマガジン**

発行 税理士法人優和

1

ネットジャーナル**Weeklyエコノミスト・レター 2013年2月8日号**Grexit(グリグジット)からBrexit(ブリグジット)へ
—想定される英国のEU離脱のプロセス—**経済・金融フラッシュ 2013年2月8日号**2月ECB政策理事会:
全会一致で政策金利を据え置き

2

経営TOPICS**統計調査資料**景気動向指数
平成24年12月分(速報)

3

経営情報レポート平成25年度税制改正
—法人税・所得税・資産税・消費税—

4

経営データベース**ジャンル:企業運営 サブジャンル:知的財産権**知的財産権とは
知的財産権活用にあたってのポイント

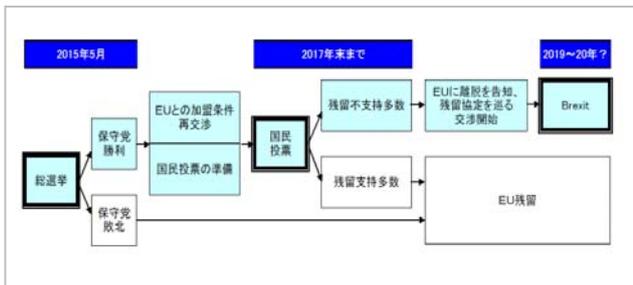
Grexit(グリグジット)から Brexit(ブリグジット)へ — 想定される英国のEU離脱のプロセス —

要旨

1 キャメロン首相が15年の時期総選挙で勝利した場合、加盟条件に関するEUとの調整を行った上で、17年末までにEU残留の是非を問う国民投票を行う方針を表明した。

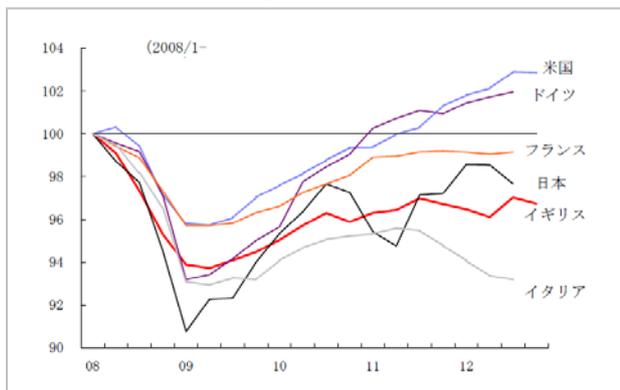
Brexitへの2つのステップ

15年5月の総選挙での保守党勝利、17年末までの国民投票で残留不支持多数



2 キャメロン演説の狙いは、(1) EUに懐疑的な党内勢力の懐柔、(2) 支持率の回復、(3) 統合深化が進むEUから特別な加盟条件を引き出すことだ。

主要先進国の実質GDP

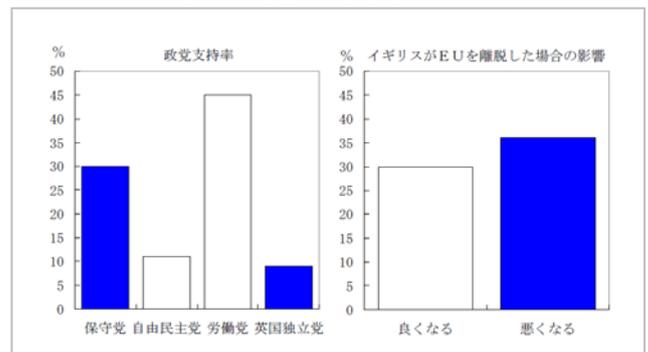


(資料) Datastream

キャメロン首相の想定は、次期総選挙で勝利し、英国の国益にかなう新たな条件でEU加盟国として単一市場に留まるというシナリオである。

3 英国民はEUに懐疑的とされるが、国民投票が現実味を帯びるに連れ、世論調査のEU離脱支持率は低下している。EUとの交渉である程度の成果が得られれば、国民投票が残留支持多数という想定通りの結果となる可能性は高まる。だが、交渉が内容・スケジュールとも英国の思い通りに進まず、先行き不透明感から投資の不振がさらに長引き、EUへの不満が拡大、残留不支持多数となるリスクは軽視できない。

直近の英国の世論



(資料) YouGov/The Sun サーベイ調査
(2013年2月5日実施)

4 不支持多数の場合、EUに離脱の意思を告知、離脱協定の交渉が始まるが、その内容や締結に要する時間は現時点では予測できない。

2月ECB政策理事会： 全会一致で政策金利を据え置き

要 旨

1 全会一致で政策金利を据え置き

1月に公表された12年10～12月期の「銀行貸出サーベイ」は、銀行が企業・家計向けの貸出条件厳格化を継続、企業・家計の資金需要の見通しも低調ながら、銀行の資金調達環境の大幅な改善は確認された。1月30日から、銀行の流動性支援のために2011年12月と2012年3月の2回にわたり行った3年物長期資金供給(LTRO)のうち第1回目についての前倒し返済の開始が可能になり、4892億ユーロの総供給額のうち、これまでに1406億ユーロが返済された。

ECBの非標準的政策の推移



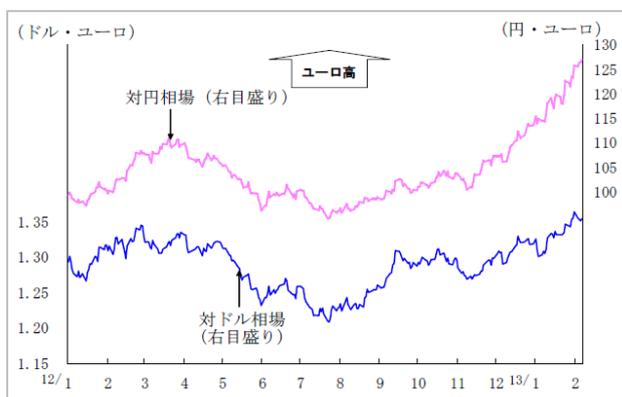
(資料) ECB

2 ユーロ相場は「長期平均並み」としつつも、 行過ぎたユーロ高は警戒の構え

ユーロへの不安の後退はユーロ相場の動きにも表れており、特に、対円相場は、日本銀行の追加金融緩和による円安も手

伝って、昨年11月初めの1ユーロ＝100円近辺から127円まで短期間でユーロ高が進んだ。

ユーロの対ドル対円相場



(資料) ECB

ドラギ総裁は、ユーロ相場の動きについて「信認回復のしるし」と基本的には前向きに評価、水準についても「名目・実質ともに実効相場は長期平均並み」という判断を維持した。

3 アイルランドの銀行債務問題は決着。 イタリア銀行の損失問題は「適切に処理」

ドラギ総裁は、「イタリア中央銀行はやるべきことを適切なタイミングで行った」とし、IMFも同様に評価していると述べるとともに、イタリアが今月24日～25日に総選挙を控えていることから、「ブログなどを見聞きする際は、総選挙が生み出すノイズの一部を割り引くべき」と付け加えた。

景気動向指数 平成24年12月分(速報)

1 概要

1 12月のC I（速報値・平成17年=100）は、先行指数：93.4、一致指数：92.7、遅行指数：86.3 となった

先行指数は、前月と比較して1.4ポイント上昇し、2ヶ月振りの上昇となった。3ヶ月後方移動平均は0.53ポイント上昇し、8ヶ月振りの上昇、7ヶ月後方移動平均は0.29ポイント下降し、6ヶ月連続の下降となった。

一致指数は、前月と比較して2.5ポイント上昇し、9ヶ月振りの上昇となった。3ヶ月後方移動平均は0.47ポイント上昇し、7ヶ月振りの上昇、7ヶ月後方移動平均は0.50ポイント下降し、6ヶ月連続の下降となった。

遅行指数は、前月と比較して0.1ポイント上昇し、2ヶ月振りの上昇となった。3ヶ月後方移動平均は0.10ポイント上昇し、2ヶ月振りの上昇、7ヶ月後方移動平均は0.05ポイント下降し、32ヶ月振りの下降となった。

2 一致指数の基調判断

景気動向指数（C I一致指数）は、悪化を示している。ただし、C I一致指数の前月差は9ヶ月振りにプラスに転じた。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は以下の通り

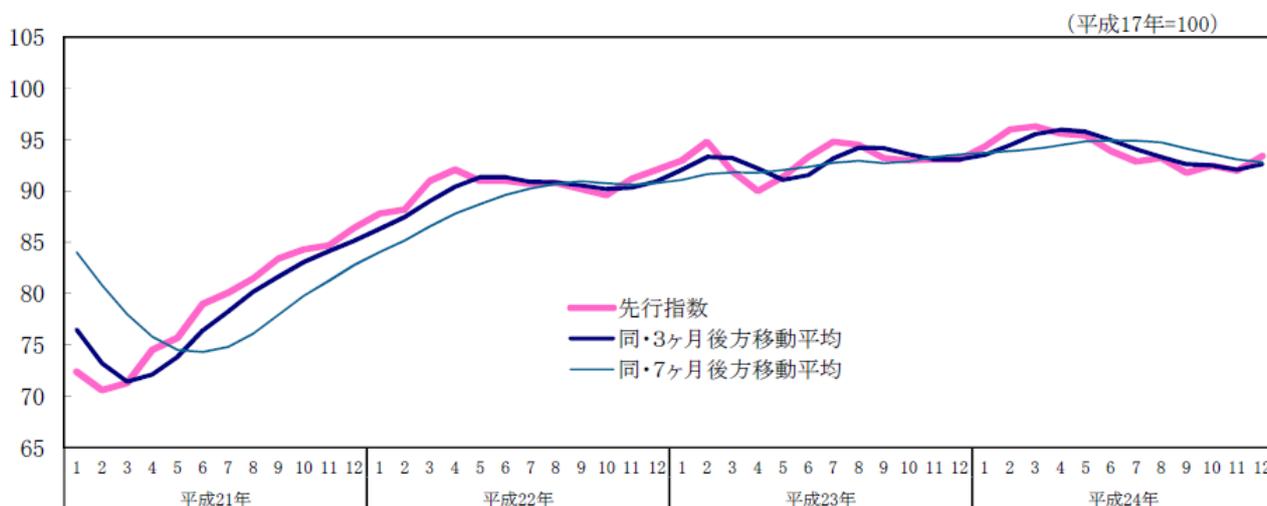
寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C6：投資財出荷指数(除輸送機械)	0.53	C7：商業販売額(小売業)(前年同月比)	-0.06
C2：鉱工業生産財出荷指数	0.45	C8：商業販売額(卸売業)(前年同月比)	-0.06
C10：中小企業出荷指数(製造業)	0.44		
C4：耐久消費財出荷指数	0.39		
C1：生産指数(鉱工業)	0.26		
C11：有効求人倍率(除学卒)	0.21		
C3：大口電力使用量	0.19		
C5：所定外労働時間指数(調査産業計)	0.19		
		C9：営業利益(全産業)	-0.03

「C9 営業利益」は現時点では算出に含まれていないため、トレンド成分を通じた寄与のみとなる。なお、各個別系列のウェイトは均等である。

2 速報資料

1 CI先行指数の動向

1 先行指数の推移



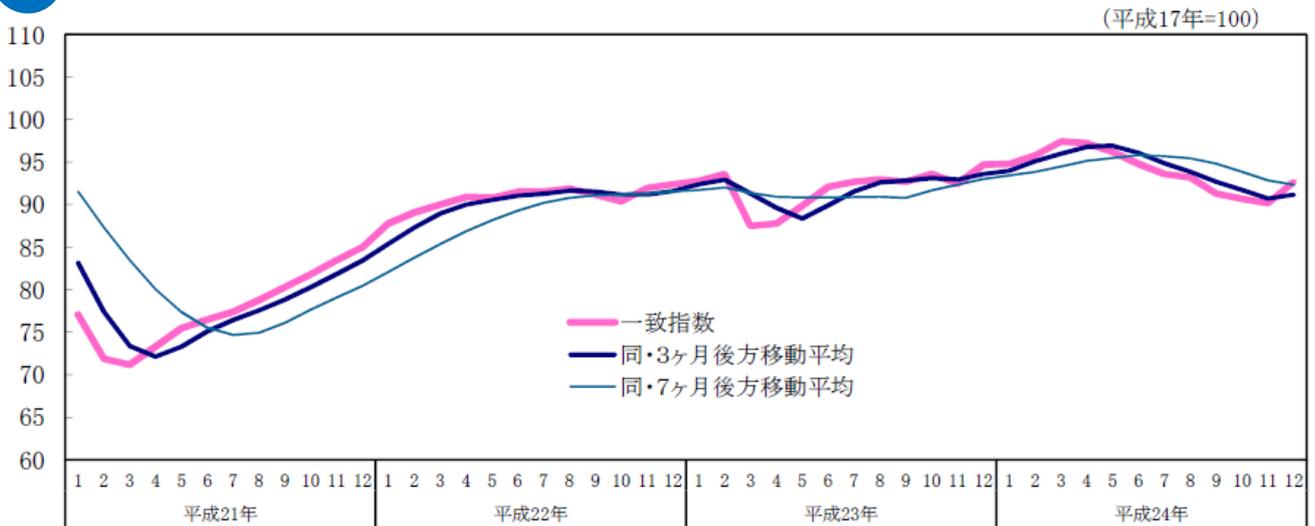
2 先行指数採用系列の寄与度

		平成24年(2012)					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
CI先行指数		92.9	93.2	91.8	92.5	92.0	93.4
	前月差(ポイント)	-1.0	0.3	-1.4	0.7	-0.5	1.4
L1 最終需要財在庫率指数	前月差	7.6	-2.8	3.8	-4.2	0.3	-0.9
	寄与度(逆サイクル)	-0.54	0.23	-0.34	0.38	-0.05	0.07
L2 鉱工業生産財在庫率指数	前月差	3.6	-3.2	5.9	-2.2	1.1	-1.1
	寄与度(逆サイクル)	-0.37	0.40	-0.53	0.31	-0.10	0.19
L3 新規求人数(除学卒)	前月比伸び率(%)	-0.6	-0.1	-1.5	0.3	0.1	0.5
	寄与度	-0.05	0.00	-0.13	0.03	0.01	0.05
L4 実質機械受注(船舶・電力を除く民需)	前月比伸び率(%)	4.8	-3.4	-4.3	2.1	4.1	
	寄与度	0.17	-0.11	-0.14	0.09	0.16	
L5 新設住宅着工床面積	前月比伸び率(%)	3.8	-0.2	-0.7	7.9	-3.6	-2.6
	寄与度	0.17	-0.04	-0.06	0.39	-0.21	-0.17
L6 消費者態度指数	前月差	-0.2	0.0	-0.2	-0.6	-0.8	0.1
	寄与度	-0.06	0.01	-0.06	-0.20	-0.28	0.02
L7 日経商品指数(42種総合)	前月比伸び率(%)	-0.5	0.6	1.1	-1.5	1.5	2.0
	寄与度	-0.09	0.09	0.18	-0.29	0.27	0.40
L8 長短金利差	前月差	-0.05	0.02	-0.03	0.01	-0.07	0.11
	寄与度	-0.05	0.03	-0.03	0.02	-0.09	0.16
L9 東証株価指数	前月比伸び率(%)	1.7	0.4	-0.8	-0.9	2.3	7.8
	寄与度	0.15	0.08	0.02	0.02	0.18	0.50
L10 投資環境指数(製造業)	前月差	0.05	-0.02	0.03			
	寄与度	0.05	-0.01	0.03			
L11 中小企業売上げ見通しD. I.	前月差	-4.4	-3.2	-2.7	3.8	-3.4	6.8
	寄与度	-0.25	-0.18	-0.15	0.22	-0.21	0.45
一致指数トレンド成分	寄与度	-0.16	-0.19	-0.20	-0.22	-0.22	-0.19
3ヶ月後方移動平均		94.1	93.3	92.6	92.5	92.1	92.6
	前月差(ポイント)	-0.90	-0.74	-0.70	-0.13	-0.40	0.53
7ヶ月後方移動平均		94.9	94.8	94.2	93.6	93.1	92.8
	前月差(ポイント)	-0.03	-0.15	-0.60	-0.55	-0.51	-0.29

(注) 逆サイクルとは、指数の上昇、下降が景気の動きと反対になることをいう。「L1 最終需要財在庫率指数」及び「L2 鉱工業生産財在庫率指数」は逆サイクルとなっており、したがって、指数の前月差がプラスになれば、CI先行指数に対する寄与度のマイナス要因となり、逆に前月差がマイナスになれば、プラス要因になる。

2 CI一致指数の動向

1 一致指数の推移



2 一致指数採用系列の寄与度

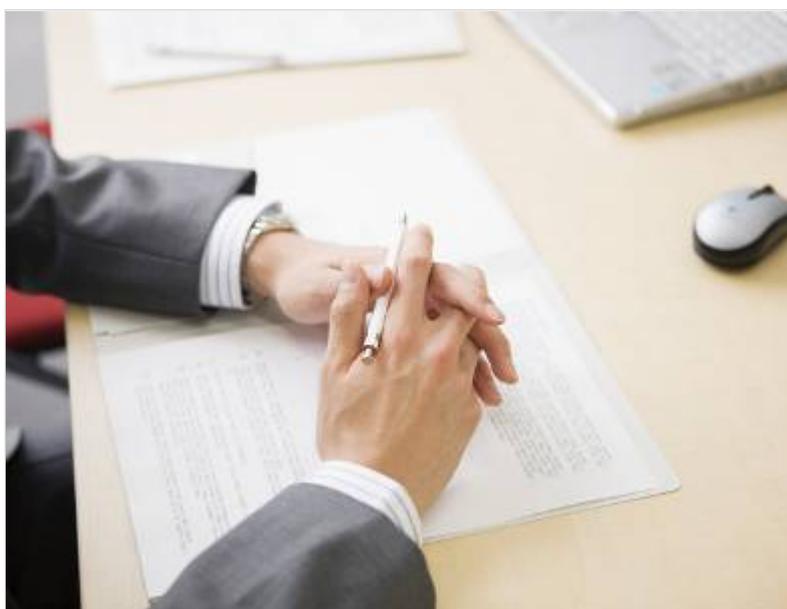
		平成24年(2012)					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
CI一致指数		93.6	93.2	91.3	90.7	90.2	92.7
	前月差(ポイント)	-1.2	-0.4	-1.9	-0.6	-0.5	2.5
C1 生産指数(鉱工業)	前月比伸び率(%)	-1.0	-1.6	-4.1	1.6	-1.4	2.5
	寄与度	-0.09	-0.16	-0.31	0.14	-0.14	0.26
C2 鉱工業生産財出荷指数	前月比伸び率(%)	-2.7	0.7	-2.8	0.9	-1.5	4.2
	寄与度	-0.26	0.07	-0.28	0.10	-0.16	0.45
C3 大口電力使用量	前月比伸び率(%)	-0.7	0.4	0.3	-1.7	-0.2	1.0
	寄与度	-0.12	0.07	0.05	-0.31	-0.03	0.19
C4 耐久消費財出荷指数	前月比伸び率(%)	-0.8	-2.8	-10.1	-6.6	-2.4	8.2
	寄与度	-0.05	-0.15	-0.44	-0.37	-0.15	0.39
C5 所定外労働時間指数(調査産業計)	前月比伸び率(%)	-3.2	-0.3	-1.7	-0.5	0.5	1.4
	寄与度	-0.35	-0.03	-0.20	-0.06	0.07	0.19
C6 投資財出荷指数(除輸送機械)	前月比伸び率(%)	-1.1	-2.6	-0.4	-2.2	-1.3	7.3
	寄与度	-0.08	-0.19	-0.03	-0.17	-0.10	0.53
C7 商業販売額(小売業)(前年同月比)	前月差	-0.9	2.4	-1.3	-1.6	2.4	-0.8
	寄与度	-0.06	0.17	-0.09	-0.12	0.18	-0.06
C8 商業販売額(卸売業)(前年同月比)	前月差	-0.2	-0.2	-0.7	3.5	-0.1	-1.0
	寄与度	-0.02	-0.02	-0.04	0.18	-0.01	-0.06
C9 営業利益(全産業)	前月比伸び率(%)	-2.3	-2.3	-2.4			
	寄与度	-0.16	-0.16	-0.16	-0.04	-0.04	-0.03
C10 中小企業出荷指数(製造業)	前月比伸び率(%)	-0.9	-0.8	-2.7	1.4	-2.0	3.9
	寄与度	-0.09	-0.08	-0.27	0.16	-0.22	0.44
C11 有効求人倍率(除学卒)	前月差	0.01	0.00	-0.02	-0.01	0.00	0.02
	寄与度	0.12	0.03	-0.15	-0.06	0.03	0.21
3ヶ月後方移動平均		94.9	93.9	92.7	91.7	90.7	91.2
	前月差(ポイント)	-1.20	-1.00	-1.17	-0.97	-1.00	0.47
7ヶ月後方移動平均		95.7	95.5	94.8	93.9	92.9	92.4
	前月差(ポイント)	-0.15	-0.23	-0.65	-0.95	-1.00	-0.50

(注) CIはトレンド(長期的趨勢)と、トレンド周りの変化を合成し作成されるが、トレンドの計算に当たっては、現時点で未発表の系列(前月比伸び率(%)又は前月差が未記入である系列)についても、過去のデータから算出(60ヶ月から欠落月数を引いた後方移動平均)した長期的傾向(トレンド成分)を使用している(詳しくは16頁参照)。そのため、現時点で未発表の系列にもトレンドによる寄与度を表示している。

平成25年度税制改正 —法人税・所得税・資産税・消費税—

ポイント

- 1 平成25年度税制改正の基本的な考え方
.....
- 2 法人課税の改正
.....
- 3 個人所得課税の改正
.....
- 4 資産課税の改正
.....
- 5 消費課税の改正
.....
- 6 その他の改正項目
.....



1 平成25年度税制改正の基本的な考え方

平成25年度税制改正は、長引く円高・デフレ不況や貿易赤字の拡大、国内の成長機会や若年雇用の縮小、復興の遅延等といった現下の経済情勢に対応するため「成長による富の創出に向けた税制措置」を講じること、また、「社会保障・税一体改革の着実な実施」に向けた地ならしを行うことなどを大きな柱として策定されました。

主に「課税の適正化」を目的とし「小粒な改正」と評された平成24年度税制改正とは大きく異なり、「社会保障・税一体改革」のファーストステップと呼ぶに相応しい大改正となっています。

■平成25年度税制改正の2本の柱

1 成長による富の創出に向けた税制措置

①民間投資の喚起による成長強化

国内における設備投資へのインセンティブを広く付与する「生産等設備投資促進税制」を創設するなど、法人、特に中小法人に対する優遇策が数多く盛り込まれました。また、研究開発税制の総額型の控除上限額を引き上げるなどの措置も講じられています。

②人材育成・雇用対策

企業が従業員への給与を増加させた場合、その増加額の一定割合を税額控除できる「所得拡大促進税制」の創設や、平成23年度税制改正で創設された雇用促進税制の拡充などが盛り込まれました。

③中小企業対策・農林水産業対策

商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業が、経営改善のための設備投資（店舗改修等）を行う場合の特別償却・税額控除制度、中小法人の交際費課税の特例の拡充や、利用が伸び悩んでいる「非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度」、いわゆる事業承継税制について、制度の使い勝手を向上するため、適用のネックとなっていた雇用確保要件の見直し、事前確認制度の廃止といった大きな手直しが実施されます。

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

所得税については、これまでの大幅な累進緩和の結果としてフラット化が進み、わが国経済に格差拡大の傾向が見られる中で、所得再分配機能が低下しています。そこで、平成26年4月からの消費税率の引上げによる影響を最大限考慮した上で、所得税の税率構造の見直しが行われることとなりました。また資産税については、高齢者の保有する資産を現役世代により早期に移転させ、その有効活用を通じて「成長と富の創出の好循環」につなげるための税制上の措置が数多く盛り込まれています。具体的には、相続税の基礎控除を引き上げることで相続税の課税割合を適正化し、その一方で贈与税の税率構造を大幅に変更しました。

2 法人課税の改正

■ 新設された租税特別措置法の規定

	適用対象法人及び 適用年度	特別償却及び 特別控除額の算定
生産等設備投資促進税制の創設	青色申告書を提出する法人の平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備で、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額に応じて、国内設備投資に対する特別償却・特別控除の規定を適用	①特別償却による損金算入額 国内事業へ設備投資した生産等設備の取得価額×30% ②特別控除額 国内事業へ設備投資した生産等設備の取得価額×3% ただし、特別控除の規定を適用する場合の控除限度額は、当期の法人税額 20%相当額
所得拡大促進税制の創設	青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度で、国内において雇用する使用人に対して支給する給与の額が、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 5%以上であり、かつ、適用要件を満たす場合には、所得拡大促進税制の規定を適用	国内において雇用する使用人の給与等支給増加額×10% ただし、特別控除の規定を適用する場合の控除限度額は、当期の法人税額 10%相当額（中小企業者等については、20%）となります。
経営改善事由に基づく設備投資を行った場合の特別償却・特別控除	卸売業・小売業・サービス業等を営む青色申告書を提出する中小企業者が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、経営改善に関する指導及び助言を受けて店舗の改修等を行うために器具備品または建物附属設備等の取得をして事業の用に供した場合には、当該設備投資に係る資産に対し、特別償却・特別控除による優遇規定。この場合に対象となる器具備品は、1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のものとし、対象となる建物附属設備は、その取得価額が 60 万円以上のものに限る。	①特別償却による損金算入額 当該設備投資資産の取得価額×30% ②特別控除額 当該設備投資資産の取得価額×7% ただし、特別控除の規定を適用する場合の控除限度額は、当期の法人税額 20%相当額とし、控除限度超過額は 1 年間の繰越しが認められる。

■ 延長・拡充された租税特別措置法の規定

① 研究開発税制における税額控除限度額の拡充

雇用の一層の確保を通じて、労働人口と消費需要を増加させる観点から、雇用促進税制を拡充し税額控除額を引き上げることとなりました。

② 雇用促進税制の控除限度額の拡充

雇用の一層の確保を通じて、労働人口と消費需要を増加させる観点から、雇用促進税制を拡充し税額控除額を引き上げることとなりました。

③ 金融円滑化法の廃止に伴う優遇措置

資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入が可能になりました。

④ 交際費等に係る定額控除限度額の拡大

定額控除限度額を現行の 600 万円から 800 万円に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行 10%）が、廃止されることとなりました。

3 個人所得課税の改正

■ 税率構造

消費増税などによる不公平感の抑制をはかるため、以下のように高額所得者層において税率引き上げの方向で見直しが行われました。平成 27 年分以後の所得税から適用対象となります。

■ 現行

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超	40%	2,796,000 円

■ 改正後

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

■ 金融・証券税制

本軽減税率については延長されないことに決定し、軽減税率の適用を受けるのは今年いっぱいまでとなりました。また、特定公社債と一般公社債等については、以下のとおりです。

■ 金融商品にかかる課税方式（現状）

	保有段階	売却	損益通算
上場株式等	申告分離（配当所得）	申告分離（譲渡所得）	可
特定公社債等	源泉分離（利子所得）	非課税	不可
一般公社債等	源泉分離（利子所得）	非課税	不可

■ 金融商品にかかる課税方式（改正内容）

	保有段階	売却	損益通算
上場株式等	申告分離（配当所得）	申告分離（譲渡所得）	可
特定公社債等	申告分離（利子所得）	申告分離（譲渡所得）	可
一般公社債等	源泉分離（利子所得） ※同族会社の役員等が受け取った利子は総合課税の対象	申告分離（譲渡所得） ※同族会社の役員等が受け取った償還差益は総合課税の対象	不可

4 資産課税の改正

1 相続税に関する改正

①相続税の基礎控除の縮小

現行制度における基礎控除額は「5,000万円＋(1,000万円×法定相続人数)」と定められていますが、改正により「3,000万円＋(600万円×法定相続人数)」まで引き下げられます。

②相続税の税率構造の見直し

今回の改正では、最高税率が55%まで引き上げられたほか、税率のきざみが細かく区分されました。非常に増税色の強い改正であると言えます。これらの改正は、平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

③小規模宅地等特例の見直し

特例の対象となる宅地の面積が拡大されるなど、全部で4項目の改正が加えられました。

④未成年者控除及び障害者控除の拡大

資産税に関する今回の改正は、「高齢者から若年層への資産移転を促進する」というコンセプトが強く打ち出されています。そこで、未成年者控除についても、控除額が拡大されることになりました。また、併せて障害者控除についても、控除額が拡大されています。

2 贈与税に関する改正

①贈与税の税率構造の見直し

特に、直系尊属からの贈与については税率が大きく引き下げられ、直系尊属以外の人からの贈与に比べて非常に優遇されています。

②相続時精算課税制度の適用要件の見直し

現行制度において、受贈者は「20歳以上子供」に限定されていますが、改正により「20歳以上の孫」への贈与についても相続時精算課税が適用できることとなります。

また、贈与者の年齢要件が5歳引き下げられ、60歳から可となりました。

③教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

具体的には、金融機関（信託会社、信託銀行など）、銀行などに信託等をした場合、「信託受益権の価額」又は「拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円）までの金額」について贈与税が課税されません。

3 資産税に関するその他の改正

そのほかにも、事業承継税制について第三者承継への適用を認めたり、今まで非課税だった「日本国内に住所を持たない外国籍の人が、日本国内に住所を有する個人からの相続・贈与により取得した財産」が相続税・贈与税の課税対象に加えられます。



知的財産権とは

知的財産権とはどのようなものを対象としていますか。



知的財産権とは、物品に対し個別に認められる所有権（財産権）のことではなく、無形のもの、すなわち特に思索による成果・業績を認め、その表現や技術などの功績と権益を保証するために与えられる財産権のことです。

そして、その性質から、

- ① 「知的創作物（産業上の創作・文化的な創作・生物資源における創作）」
- ② 「営業上の標識（商標・商号等の識別情報・イメージ等を含む商品形態）」
- ③ 「それ以外の営業上・技術上のノウハウなど、有用な情報」

の三つに大別され、諸法令において次のような定義があります。

- (1) 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報
- (2) 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利(判例におけるパブリシティ権等も含む) 【知的財産基本法 第2条】

本協定第二部の第一節から第七節までの規定（第二部・第一節 著作権及び関連する権利、第二節 商標、第三節 地理的表示、第四節 意匠、第五節 特許、第六節 集積回路の回路配置、第七節 開示されていない情報の保護）の対象となるすべての種類の知的所有権

【TRIPs 協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）第1条 2】

文芸、美術及び学術の著作物、実演家の実演、レコード及び放送、人間の活動のすべての分野における発明科学的発見、意匠、商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示、不正競争に対する保護に関する権利並びに産業、学術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利

【1967年7月14日世界知的所有権機関を設立する条約 第2条 viii.】



知的財産権活用にあたってのポイント

知的財産権活用にあたってのポイントを教えてください。



知的財産権の代表格である特許権の観点に立った、企業における知的財産活用法のポイントは次のようなものです。

①選択と集中～特許を受ける技術分野を絞る

特許出願できるアイデアのなかで、自社の強みと弱み、外部環境の機会と脅威を分析して本当に実施して成功すると思われるものを特定した上で、そのアイデアの周辺を固めていくという方法が強い権利を持つ特許権となり、より価値を生み出す結果をもたらします。

②複合技術を回避する

複数の技術を組み合わせた製品は、それだけ特許権を取ることができる部分が多いので競合が生じやすくなり権利関係の調整が困難となります。まず単純な技術分野を特許取得分野として選択する、もしくは複合技術で構成される製品のパーツに特化することが賢明です。

③競合者のいない新分野の開拓

市場規模の大きな既存の分野には多くの企業が参入しており、リスクが大きくなります。一方で新たな分野を切り開けば市場における先行者利益を得ることや、特許権で参入障壁を築くことで有利な展開が期待できます。発展段階のニッチ産業を創出する際には、特許を活用できるかどうかは重要な視点となるものといえます。

また、将来的には特許権を担保として事業資金を借りることも可能です。特許権の担保価値の評価は、現在のところディスカウント・キャッシュ・フロー法が一般的に用いられていますが、実際に市場で収益を上げるまでは担保価値は認められにくいと考えるべきでしょう。

しかし、特許出願を将来の担保となりうる財産を得るための投資ととらえ、この観点から特許出願を考えた場合、担保としての価値を高めるためには、単体の特許権ではなく、周辺特許や可能ならば意匠権、著作権を含んだ知的財産権のグループとして大きな範囲をカバーするように考えることが必要です。

単体の特許権だけでは十分な実施を確保できない場合も多く、複数の発明は分割して特許出願するほうが、権利移転が容易になる等活用度が向上するものと考えられます。